

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) ページ 一

訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員の仕事の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 一

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「公務災害補償等審査会委員」を「公務災害補償等認定委員会委員 公務災害補償等審査会委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

岐阜県訓令甲第二十一号

庁 中 一 般

各 現 地 機 関

附 属 機 関 の 委 員 等 の 職 に 充 て る 職 員 の 職 の 指 定 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。

平 成 二 十 三 年 十 一 月 十 五 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

附 属 機 関 の 委 員 等 の 職 に 充 て る 職 員 の 職 の 指 定 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

附 属 機 関 の 委 員 等 の 職 に 充 て る 職 員 の 職 の 指 定 に 関 す る 規 程 (昭 和 五 十 年 岐 阜 県 訓 令 甲 第 九 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 岐 阜 県 公 務 災 害 補 償 等 認 定 委 員 会 の 項 中 「、 健 康 福 祉 部 次 長 (技 術 に 関 す る 事 務 を 掌 理 す る 者 に 限 る 。) 、 教 育 委 員 会 教 育 長 、 議 会 事 務 局 長 、 警 察 本 部 長 」 を 削 る。

附 則

こ の 訓 令 は 、 平 成 二 十 三 年 十 一 月 十 五 日 か ら 施 行 す る。

平 成 二 十 三 年 十 一 月 十 五 日 発 行

発 行 者 岐 阜 県 庁

岐 阜 県 庁 岐 阜 県 庁 岐 阜 県 庁 岐 阜 県 庁 岐 阜 県 庁 岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各 務 原 市 テ ク ノ プ ラ ザ ー ー プ イ ・ ア ー ル ・ テ ク ノ セ ン タ ー